終わらない水俣病被害の解明を要求します!

内閣総理大臣殿 環境大臣殿

熊本県知事殿 鹿児島県知事殿 新潟県知事殿

水 俣 市 長 殿 新潟市長殿

チッソ(株)御中 昭和電工(株)御中

1956年5月1日、チッソ(株)付属病院から「類例のない疾患が発生した」と水俣保健所に報告されました。この日から60年の歳月が経過します。また、熊本での経験が生かされないまま新潟水俣病が発生して51年目を迎えています。

水俣における環境異変や人体被害は、戦後間もなくからあらわれていました。遅くとも 1959年には、チッソは自身のネコ実験により廃水が原因であることを認識していました。しかしチッソは、増産に次ぐ増産を行い、1968年五井工場(千葉県)での生産体制が整うまで、垂れ流し続けました。また、国と熊本県は、この事実を知りながら患者を抑え込み、チッソの増産を擁護し支援しました。昭和電工もしかりです。まさにチッソ、昭和電工、国、熊本県は水俣病の加害者として同罪です。このことは、最高裁判所も厳しく指弾したところです。

胎児期や小児期に発症した患者の苦しみは今も続いています。自らの人生を狂わされた 無数の患者の苦しみも同様です。

加害者の責任で、被害者に対して補償がなされるのは当然のことです。しかしながら水 俣病では、発生当初から加害者が患者選別の「基準」をつくり「権威」の名のもとに補償 対象を選別してきました。しかも被害を実相より小さく見せる意志のもとに行われました。

この結果、水俣病の症状がある多数の患者が、国によって切り捨てられてきました。切り捨てられた患者は、自主交渉や裁判に立ち上がり、不当な切り捨てを許さないたたかいを続けてきました。紆余曲折はあったものの不知火海沿岸および阿賀野川流域に8万人に近い水俣病患者が存在することが明らかになり、なお救済を求める患者のたたかいや裁判が続いています。

癒されぬ水俣病患者が存在し、いまだ補償されない多数の患者も潜在しています。さらにチッソが廃棄した水銀は環境中に放置されています。そしてあろうことか、JNC (株)の株式を売却することによってチッソを消滅させ免罪するという動きも顕在化しています。

以上のように公式確認60年を経てもなお根本的な解決には至っていない状況をふまえ、次のことを要請します。

〔要請事項〕

水俣病の全貌解明のため不知火海沿岸、阿賀野川流域住民(出身者を含む)の健康調査および環境調査を行い、今後の水俣病対策に生かすこと。

お名前	ご住所

水俣病公式確認60年実行委員会

【連絡先】

水俣病被害者互助会 〒867-0023 水俣市南福寺108 ☎/FAX 0966-63-8779 水俣病不知火患者会

〒867-0045 水俣市桜井町2丁目2-20 ☎ 0966-62-7502 FAX 0966-62-1154 新潟水俣病阿賀野患者会

〒950-0075 新潟市中央区沼垂東6丁目4-12 沼垂診療所気付 ☎ 025-244-0178 FAX 025-248-8476

【取扱い団体】